

大監第 90 号
令和8年3月19日

大石田町長 庄司 中 様

大石田町代表監査委員 伊藤 久

大石田町交流センター使用料紛失事案に関する監査結果について（通知）

令和7年6月13日付大総第242号で請求のあった標記について、別添のとおり通知
します。

大石田町町民交流センター使用料紛失事案に関する監査の結果について

1 要求の要旨

大石田町町民交流センターにおいて、令和3年10月から令和5年3月にかけて、利用者が支払った施設使用料の一部が町の会計に入金されておらず、紛失している疑いが判明したことから、地方自治法第243条の2の8第3項の規定に準じて、町長から賠償責任の有無及び賠償額の決定について監査を求められた。

2 監査の期間

令和7年6月13日から令和8年3月18日まで

3 監査の方法

監査の要求に基づき、事実及び賠償責任の有無を審査し、賠償額を算定するため、各種資料や現金取り扱いに係る書類の実査を行い、必要に応じ関係職員への監査委員等による監査や事情聴取、現場確認を行うことにより監査を実施した。監査にあたっては、証憑書類として使用簿、使用許可申請、使用許可書控えなどを基に検証した。

4 監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第二百四十三条の二の八において、「会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。」とされていることから、次のとおり判断した。

①判断対象となる職員

会計管理者の事務を補助する職員である出納員並びに当事案に関与した会計員とする。なお、出納員となる職については、出納員及び会計員に対する事務委任規程（以下「規程」という。）第2条第2項及び別表第1において「教育文化課長」と規定され、委任事務についても「大石田町町民交流センター施設、備品等及びコピー機の使用料の収納」と規定されている。

会計員については同規程第3条において「会計員は、別表第2の中欄に掲げる職にある者をもって充て、同表の左欄に掲げる出納員は、当該委任を受けた事務のうち、同表の右欄に掲げる事務を会計員に再委任させることができる。」とあり、別表第2において「生涯学習主幹」と規定されている。また、当時会館管理業務に従事していた職員については事務引き

継ぎ書及び事務分掌においても主たる業務として会館管理を実施しており、使用料等の受取も実施していたが、規程では会計員等に指定していなかったことから該当職員とすることはできないと判断した。

② 判断対象となる行為

令和3年度および令和4年度の大石田町町民交流センターの使用料の徴収及び金銭管理。

③ 故意又は過失の認定

現状において亡失に係る詳細の究明ができていないため、故意と認定するには至らない。一方で、現金取り扱いの要領に従わない事務処理が行われていたことから、過失についてはこれを認定した。

④ 賠償責任の有無について

地方自治法第二百四十三条の二の八に規定する賠償責任の対象となる職員は、『会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員』とされている。当案件についての該当職員については教育文化課長（出納員）および生涯学習主幹（会計員）となる。紛失した金額については管理責任者及び本事案に関係した職員などが別途合意文書を作成し、625,590円を補填しているため、現時点での補填をもって、現時点での賠償責任は問わないが、今後の進捗により損害額が確定した場合の損害額との差額についてはこの限りではない。

5 損害額の認定

① 損害額の認定

損害額の認定においては、収入伝票及び根拠資料となる使用券及び金銭登録機によるレシート等で確認を実施しようとしたが、当該書類の存在について確認ができないため、被害額の特定は不可能と判断した。また、使用許可書（控）をもとに検証を実施したが、書類について法的に適切に処理されていない書類が多く、損害額の推計は可能であるが、特定までは至らなかった。前記した補填金額は、使用簿に基づき算定した金額であり一定程度の評価はできるものの、使用簿自体が法的には任意書式となっており、また、条例及び施行規則により前納での処理、後納申請、返還申請、減免申請等が適切に処理された形跡もないことから、損害額については合意額よりも増加する可能性については否定できない。

6 監査結果に関する意見

①本町では財務に関し、必要な事項を大石田町財務規則（平成12年3月31日大石田町規則第8号）により定められている。財務規則第3条（事務の委任）において大石田町交流センターの使用料の歳入を徴収することは当該センターを所管する教育委員会教育長に委任されている。また、同第6条及び第7条において会計管理者の事務を補助するため出納員及び会計員を置くこと、ならびに会計事務の委任について記載されている。当案件については交流センターの使用料を使用者から現金で徴収し、会計管理者へ納付する際に使用料を亡失した疑いがあるものであるが、そもそも同規則第36条にて直接収納について記載されており、現金又は証券を収納したときは、納入義務者に領収証書（様式第35号）を交付しなければならないとされている。また、同条第2項第3号では使用券及び金銭登録機によるレシートを発行することにより領収証書に代えることができるとされているが、当該書類については確認出来なかった。また、同3項において直接納付を受けた場合は『特別の場合を除き、翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。』とされているにも関わらず納入についてはある程度金額が集まった後に処理する等規則に基づかない処理が実施されていた。さらに、同規則第37条では現金を領収したときは、『領収証書原符その他の関係書類を添付し、速やかに出納員は会計管理者へ、会計員は出納員へ、これを引き継がなければならない。出納員は、領収証書原符その他の関係書類に記載された金額に現金及び証券を照合した上でなければ、前項の現金及び証券の引き継ぎを受けることができない。』とされているが、実際には当該書類の確認を十分に受けずに引継ぎを受け処理していたことがミスの発覚が遅れた原因にもなっていると推測される。

②出納員及び会計員に対する事務委任規程（平成12年3月31日大石田町規程第2号）では会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び会計員に事務委任をすることで事務を行っているが、当時の事務委任規程では担当職員が会計員となっていないことから、多くの他部署と同様に金銭の授受を行うこと自体が法令に違反し、処理等を実施していた状態であった。

③大石田町交流センターの設置及び管理に関する条例（平成29年3月7日条例第2号）では使用に関して第5条で使用の許可、第10条で使用料について定められている。第5条の使用の許可については大石田町交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年6月12日規則第10号）に詳細な部分が記載されており、第2条においてセンター長を位置付け、同第3条において専決事項について定められている。同6条においては使用の許可申請について定義され、同第7条において使用の許可について定められている。使用料については同条例第10条第2項において『使用料は、前納しなければならない。ただし、町長がこれによることが適当でないとき、この限りでない。』と定められており、後納する場合については同施行規則第16条により後納申請書を提出し、許可された場合

にのみできるものとされている。しかし、令和3年度から4年度については前記した後納申請書が提出された書類については確認できないにも関わらず冷暖房使用料および設備器具使用料については使用許可書（控）において記載されておらず、使用報告に基づき請求を実施するなど規則に基づかない運用とされていた。

④条例施行規則第17条において使用料の返還の記載があり、使用許可を受けた者が使用しない場合については所定の手続きをした上で、使用料の返還を行うこととされているが、当該書類については確認できず、前月使用しなかった分と当月使用分での相殺など適切ではない処理がなされた形跡も確認された。

⑤条例11条においては使用料の減免について定義されており、施行規則第18条第1項については対象とする団体等について定義されている。また同規則第18条第2項において減免を受けようとする者は減免申請書を提出しなければならないとされているが、減免申請書について期間をまとめて減免処理をするなど運用に疑義が残る事案も確認された。また、同規則第18条第1項第3号において公共的団体等についての減免については冷暖房使用料及び設備器具使用料を除くと記載されているにも関わらず減免とするなど当町に対し別の損害を発生させた懸念のある案件も確認された。

⑥上記③～⑤については申請書及び許可書について確認を実施したが、決裁を受けた形跡について確認できるものは数点であるにも関わらず許可書を交付したような不適切な処理が疑われるものも確認された。

公金を扱う部署については庁舎内でも複数部署に関係することから、コンプライアンスの徹底を図るべく現状の確認と改善を要するとともに、規則等が現実に即した記載となっているかも含め改善を検討すること。

⑦虹のプラザの会館用務を担当していた職員については法上の賠償の責は問えないが、その職責を鑑みるに、本事案の大部分の処理を実施し、支払われた金額の適切な管理もされていなかった。このような状況は地方公務員法第32条に基づく職務の遂行がなされていないとともに、第35条における職務に専念する義務を十分に果たしていないように思料される。

⑧虹のプラザの日直業務について株式会社山形ビルサービス新庄営業所と契約を締結しており、施設使用料の領収も本業務委託で実施していた。規則第47条の2において歳入の徴収等の事務の委託を受けたものは、徴収し、又は収納した歳入に計算書等を添え、契約の定める日までに指定金融機関等に払い込まなければならないとされているが、夜間分についてもまとめて担当職員が処理を実施していた。現在も同様の手続きでの運用を確認した

ため早急に改めること。

⑨令和8年3月の例月出納検査の際に、該当する事案と同様な使用料、入館料等の収入伝票、ならびに根拠資料について監査を実施した。本事案が発覚し令和6年3月に町長名でお詫びの文書についても発出しているにも関わらず、財務規則などによらない処理も確認されたことから、更なる実施体制の確認、条例規則等の運用の確認、コンプライアンス遵守の徹底を求めるものである。

令和8年3月19日

大石田町代表監査委員 伊藤 久

大石田町監査委員 小玉 勇